

大津川水系大津川・榎尾川の洪水予報実施要領

大阪府都市整備部（以下「大阪府」という。）と大阪管区气象台気象防災部（以下「大阪管区气象台」という。）は、「大阪府及び気象庁が共同して行う洪水予報業務に関する協定（令和8年5月 日）」（以下「協定」という。）に基づき、大津川水系大津川・榎尾川の洪水予報業務について次のとおり実施要領を定める。

1. 洪水予報を行う際に用いるデータ
大津川水系大津川・榎尾川における流域内の気象庁雨量観測所、大阪府雨量・水位観測所の所在は付表1、位置図は付図1のとおりとする。
2. 洪水予報を行う際の連絡
洪水予報作業に関する連絡責任者は、大阪府においては事業調整室都市防災課参事、大阪管区气象台においては予報課長とする。
連絡方法については、大阪府と大阪管区气象台間にオンラインで接続された情報処理システム（以下「情報システム」という。）、又は、電話・FAXによるものとする。
3. 洪水予報の伝達
洪水予報の伝達先及び伝達系統は、それぞれ付表2、付図2のとおりとする。
また、大阪府からの氾濫・決壊等の通報をもって発表するレベル5氾濫発生情報の通知先については、それぞれ付表2、付図2のとおりである。この情報は洪水予報と一体的に発表するものとし、その情報名に「レベル5氾濫特別警報」を付記するものとする。
なお、付表3に示すウェブサイトで洪水の危険度に関する情報等を公表する。
4. 洪水予報作業の開始及び終了
 - (1) 洪水予報作業の開始時期は、いずれかの場合に双方が協議のうえ決定する。
 - ア 付表4（1）に示す流域平均雨量が、同表に示す基準値以上となり、引き続きかなりの降雨量が予想される時
 - イ 付表4（2）に示す基準観測所の水位が、開始基準水位を超え、引き続きかなりの増水が予想される時
 - ウ その他、洪水予報の必要が認められ、一方から要求があったとき
 - (2) 洪水予報作業の終了時期は洪水による危険がなくなったと認められるとき、双方が協議のうえ決定する。
5. 洪水予報の発表
 - (1) 洪水予報には、標題、洪水予報番号、種類、発表日時、発表官署名、見出し、主文、水位、雨量及び問い合わせ先を記載することとし、必要に応じ、注意事項、参考資料等を記載することとする。
 - (2) 発表形式には、XML形式とPDF形式があり、XML形式は気象庁防災情報XMLに基づく仕様とし、PDF形式の具体的な発表形式は、付図3の発表形式イメージを基本とするが、詳細の文言は必要に応じて変更できるものとする。また、緊急に発表が必要なときは、適宜予報文を簡略化するなど、迅速な発表につとめるものとする。
 - (3) 洪水予報番号は協定に定めた予報区域ごと、洪水ごとに一連番号とし、洪水予報の解除を最終番号とする。
 - (4) 予報文の作成にあたっては、相互に密接な連絡を保ちつつ、洪水予警報等作成システムを用いるものとする。
 - (5) 大津川・榎尾川において、付表1（2）に示す基準観測所で発表基準となっ

- た場合に発表する。
- (6) 発表した予報文に誤りがあった場合は、速やかに新たな予報文を発表する。その際、発表日時は新たに発表した日時とし、洪水予報番号は誤りがあった予報文の洪水予報番号を1つ繰り上げた番号とする。また、必要に応じ、訂正した箇所について簡潔に注意事項に記載する。

なお、洪水予報の発表にあたり、大阪府や報道機関等へは大阪管区气象台等からXML形式で情報が提供されていることを念頭に、7. に述べる情報システムの障害時を除き、FAXのみ（付表2で定めた伝達方法以外の手段）を用いるなどの変則的な運用は行わないことを徹底する。

この他、気象業務法第13条の2第6項から第8項の規定に基づき実施される情報提供、技術的助言の内容は、本項で定める洪水予報の内容を記載するために必要な情報及び助言とし、洪水予報の作業の中で実施するものとする。

6. 洪水予報の発表基準

洪水予報の発表基準に関する具体的な水位の基準は、付表1(2)のとおりとする。なお、氾濫発生水位（氾濫開始水位）へ到達する場合にレベル5氾濫発生情報を発表する。また、氾濫危険水位に到達していない場合で、氾濫発生水位（氾濫開始水位）への到達を3時間先までに予測した場合は、レベル4氾濫危険警報を発表する。さらに、これを除く条件で、避難判断水位に到達していない場合で、氾濫危険水位の到達を4時間先以降に予測した場合は、60分の間、初期値が変わっても氾濫危険水位に到達する予測に変わりがないことを確認した上で、レベル3氾濫警報を発表する。

氾濫による著しい危険が切迫していると認められ、河川管理者から氾濫等の通報があった場合においては、「レベル5氾濫発生情報」を発表しなければならない。また「レベル5氾濫発生情報」を発表する際は、「レベル5氾濫特別警報」を一体的に発表する。

この他、基準水位に達していなくても、堤防の損傷・施設の機能支障等により、氾濫のおそれが高まっていると判断できる場合には、相互の担当官署間で協議し、この表によらずに洪水予報（臨時の洪水予報）を発表できるものとする。

7. 情報システム障害時及び、洪水予報作業の機能喪失時等の措置

(1) 情報システムの障害時においては、以下の要領で作業を行う。

ア 大阪府と大阪管区气象台のデータの交換については、付表5の種類について、FAX又は電話等により、必要に応じ適宜行うものとする。

イ 障害等により、通常の作業手順で洪水予報文を作成できない場合には、原則として洪水予警報等作成システムのマニュアルに従い対応するものとする。

なお、洪水予警報等作成システムのマニュアルで対応できない場合は、大阪府において緊急版の作業用紙を用いて洪水予報文を作成する。この場合、FAX等により大阪管区气象台に予報文案を送信し、相互で確認・承認等を行う。

ウ 障害時の予報文の部外機関への伝達については、大阪府及び大阪管区气象台のそれぞれが定める方法により、確実に行うものとする。

(2) 洪水予報作業の機能喪失時等においては、以下の要領で作業を行う。

ア 大阪管区气象台で実施すべき作業を、気象庁の他官署（連絡先は付表6）で代行する。

8. その他

(1) 洪水予報を円滑に実施するため、双方で定期的に対向試験を行い、習熟を図るものとする。

(2) 本要領の内容を変更する必要がある場合、又は本要領の定めていない事項について一方から申し入れがあった場合には、速やかに協議する。

附則

本要領は令和5年3月30日に改正し、令和5年3月30日から実施する。

本要領は令和6年3月29日に改正し、令和6年4月1日から実施する。

本要領は令和7年3月25日に改正し、実施する。

本要領は令和7年5月29日に改正し、実施する。

本要領は令和8年5月 日に改正し、実施する。

令和8年5月 日

大阪府都市整備部事業調整室長

岡部 哲夫



大阪府都市整備部河川室長

藤野 昭生



大阪管区气象台気象防災部予報課長

三村 恭則



付表1 情報システムにより交換されるデータに含まれる雨量・水位観測所

(1) 大阪府雨量観測所

流域	観測所名		所在地	標高(m)
津田川	岸和田	きしわだ	岸和田市野田町岸和田土木事務所内	14
槇尾川	横山	よこやま	和泉市仏並町104-1(株)大勇組内	130
牛滝川	山滝	やまたき	岸和田市内畑岸和田市立山滝中学校	100
石津川	鳳	おおとり	堺市西区鳳東町鳳土木事務所内	21

(2) 大阪府水位観測所(基準観測所)

河川	観測所名		位置 (緯度・経度)	所在地	水防団 待機水位 (m)	氾濫 注意水位 (m)	避難 判断水位 (m)	氾濫 危険水位 (m)	氾濫 発生水位 (m)
					レベル1 水位	レベル2 水位	レベル3 水位	レベル4 水位	レベル5 水位
槇尾川	川中橋	かわなかばし	N:34° 27' 17" E:135° 28' 27"	和泉市 三林町	1.00	1.75	1.90	2.20	3.34

(3) 大阪府水位観測所(基準観測所以外)

河川	観測所名		位置 (緯度・経度)	所在地	水防団 待機水位(m)	氾濫注意水位(m)
					レベル1水位	レベル2水位
大津川	楯並橋	たてなみばし	N: 34° 29' 46" E:135° 23' 47"	泉大津市 清水町	1.00	2.25
槇尾川	桑原大橋	くわはらおおはし	N: 34° 28' 47" E: 135° 26' 04"	和泉市 観音寺町	1.00	2.50

(4) 大阪府潮位観測所

海岸	観測所名		位置 (緯度・経度)	所在地
堺泉北港	泉北港	せんぼくこう	N: 34° 30' 31" E:135° 23' 47"	泉大津市新港町

※報道
別途

付表3

付表4

付表2 洪水予報の伝達先等

伝達先	伝達方法	担当機関・官署
河川情報センター	NTT FAX	大阪府
陸上自衛隊第三師団	防災行政無線	〃
陸上自衛隊第37普通科連隊	NTT FAX	〃
大阪府危機管理室	気象情報伝送処理システム	大阪管区气象台
	防災行政無線	大阪府
大阪府岸和田土木事務所	NTT FAX 防災行政無線	大阪府
大阪府鳳土木事務所	〃	〃
忠岡町	〃	〃
和泉市	〃	〃
高石市	〃	〃
泉大津市	〃	〃
日本放送協会	気象情報伝送処理システム	大阪管区气象台
NTT五反田センタ	〃	〃
総務省消防庁	〃	〃

※報道機関については、上に記載した日本放送協会のほか、その他の民間放送局及びラジオ放送局へ、別途気象庁システムにより配信している。

付表3 洪水の危険度に関する情報の公表

公表先	公表先 URL
水防災情報システム (大阪府ウェブサイト)	関係機関のみを対象とした限定公開 (URL は非公表)

付表4 洪水予報作業の開始基準

(1) 洪水予報作業の開始基準雨量 (配備基準雨量)

河川	流域	流域平均雨量
大津川・榎尾川	大津川水系流域	3時間雨量 (実況1h+予測2h) 30mm 以上
		3時間雨量 (実況2h+予測1h) 30mm 以上
		3時間雨量 (実況3h) 30mm 以上

(2) 洪水予報作業を開始する大阪府水位観測所 (基準観測所) と開始基準水位

河川	観測所名	開始基準水位
大津川・榎尾川	川中橋	1.10m

付表5 情報システム障害時に交換するデータ

(1) 大阪管区气象台から大阪府に通知するもの

ア	大阪府に発表された注意報・警報（水防活動用）
イ	気象解説情報（大雨、台風、低気圧、梅雨等）
ウ	解析雨量
エ	降水短時間予報、降水ナウキャスト
オ	次の水位観測所上流域の流域平均雨量（前1時間実況、6時間先までの特別予測） 槇尾川 川中橋

(2) 大阪府から大阪管区气象台に通知するもの

ア 次の観測所の雨量（前1時間実況）

観測所名	所在地
岸和田	岸和田市野田町
横山	和泉市仏並町
山滝	岸和田市内畑
鳳	堺市西区鳳東町

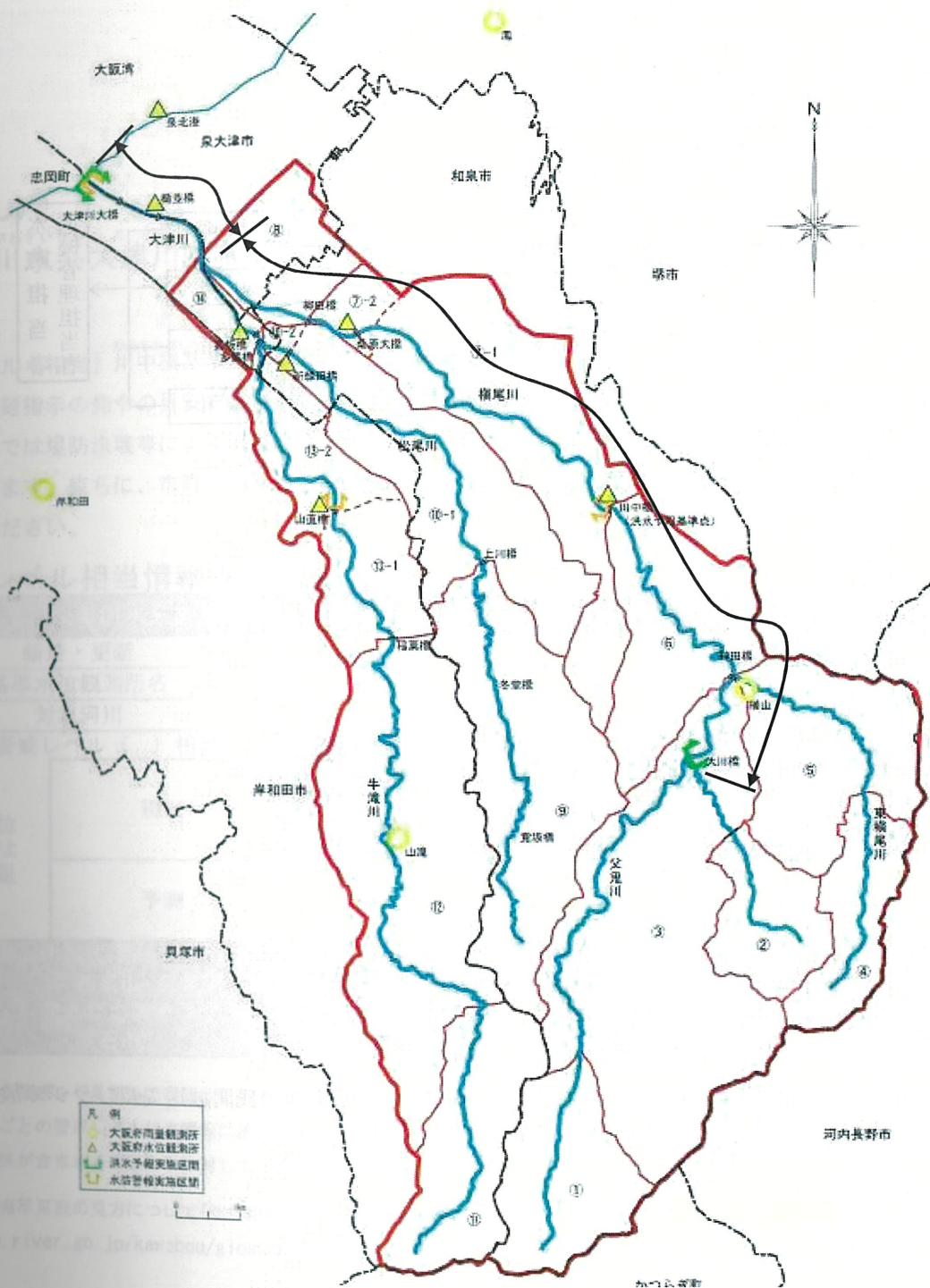
イ 次の観測所水位（実況及び6時間先までの予測）

河川	観測所名	所在地
槇尾川	川中橋	和泉市三林町

付表6 代行作業担当官署の連絡先

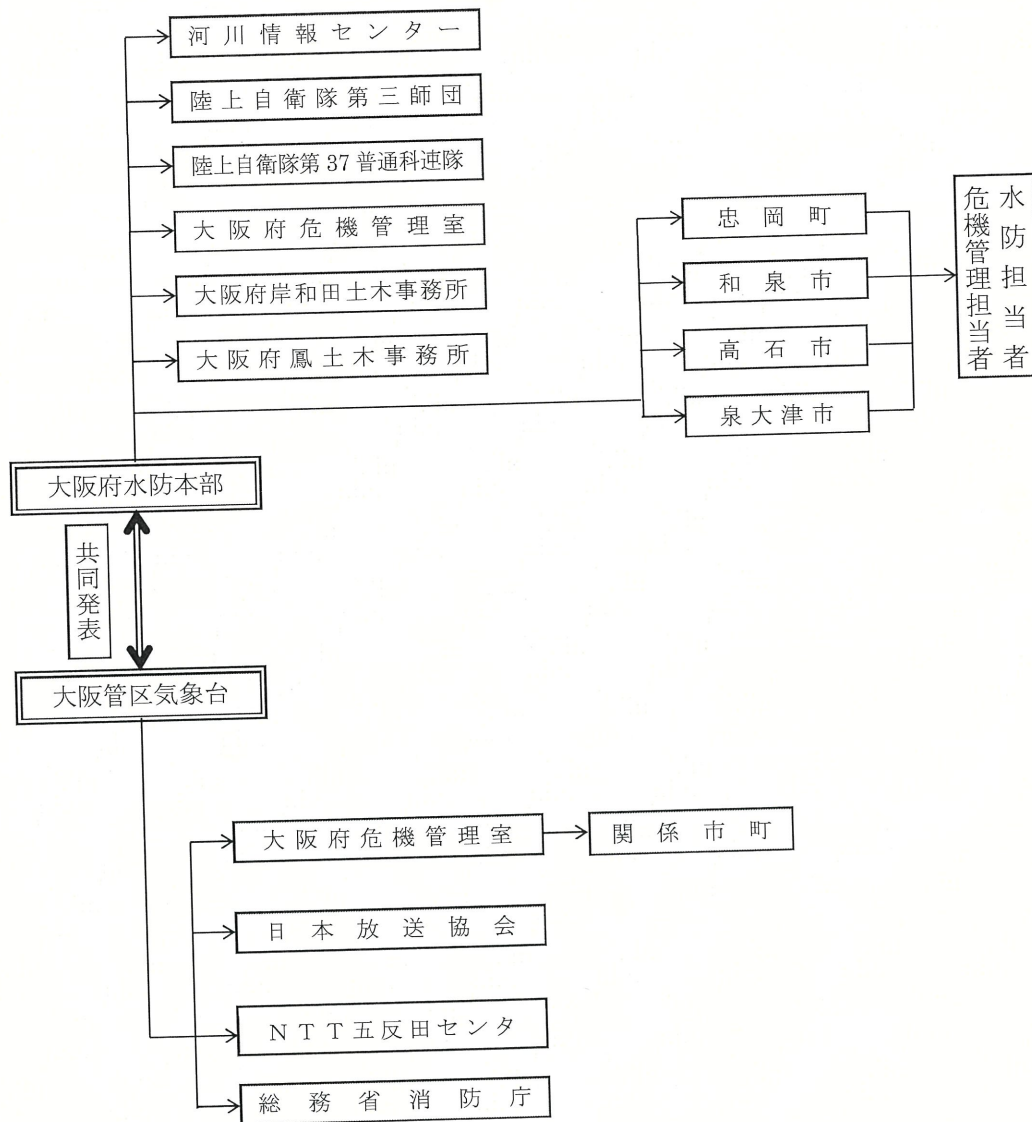
代行作業担当官署	連絡先
気象庁	大気海洋部予報課 気象監視・警報センター

付図1 洪水予報区間及び雨量・水位観測所の位置図



いところでは1時間に100ミリの雨が
 の時は充分この状態が続くでしょう
 00時

付図2 洪水予報の伝達先及び氾濫・決壊等の通報先



※報道機関については、上に記載した日本放送協会のほか、その他の民間放送局及びラジオ放送局へ、別途気象庁システムにより配信している。

(見
お
大
(主
【警戒
これは
た。種
それが
をと
(警

新着・更新

更新
更新
更新
更新

市区
受け
想定
警戒
http

(
多し
こ

正規

大津川水系大津川・榎尾川レベル4 氾濫危険警報 (警戒レベル4相当情報)

大津川水系大津川・榎尾川洪水予報 第〇号
令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分

おおさか府 大阪府 大阪管区気象台 共同発表

(見出し)

大津川水系大津川・榎尾川では、氾濫危険水位に到達し、氾濫のおそれあり

(主文)

【警戒レベル4相当】川中橋基準観測所(和泉市)受け持ち区間
これは、避難指示の発令の目安です。榎尾川の川中橋基準観測所(和泉市)では、「氾濫危険水位」に到達しました。榎尾川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、泉大津市、和泉市、泉北郡忠岡町、高石市では浸水するおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

(警戒レベル相当情報等早見表)

大津川水系大津川・榎尾川レベル4 氾濫危険警報 (警戒レベル4相当情報)			
新着・更新		更新	
基準水位観測所名		川中橋	
対象河川		大津川	榎尾川
新着・更新	警戒レベル()相当	4	
	現況	4 (レベル4水位超過)	
	予測		
更新	泉大津市	4	
更新	和泉市	4	
更新	泉北郡忠岡町	4	
更新	高石市	4	

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。

警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト:早見表]
<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2
	警戒レベル2未満

(雨量)

多いところでは1時間に00ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
大津川水系流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(送局)

(水位または流量)

基準観測所	水位 (m)	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル4相当								
川中橋 (和泉市)	氾濫発生水位 X.XX m							
	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html

(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	川中橋 基準観測所		
	和泉市		
受け持ち区間	大津川		
	左岸 泉北郡忠岡町馬瀬三丁目地先の二級河川牛滝川、榎尾川合流点から海まで		
	右岸 泉大津市板原地先の二級河川牛滝川、榎尾川合流点から海まで		
	榎尾川		
	左岸 和泉市仏並町の二級河川父鬼川合流点から二級河川大津川への合流点まで		
	右岸 同		

雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨 (解析雨量、降水短時間予報)	https://www.jma.go.jp/bosai/kaikotan/#zoom:8/lat:34.454594400/lon:135.474338900/colordepth:normal/elements:slmcs
---------------------	---

洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://www.river.go.jp/kawabou/pc/rw?rwtype=10&rwcd=8627000100
---------------	---

河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frl.river.go.jp/TopViewMain?header&areacd=86
----------	---

氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://suiboumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map/?x=135.474338900&y=34.454594400&z=13
------	---

今後
降

問い合わせ
水位関
気象関

